

在宅重度心身障害児（者）療育援護（療育キャンプ）事業費補助金交付要綱

（目 的）

第1条 県は、県内の在宅の重度心身障害児（者）に対して、その福祉の増進を図ることを目的として療育援護（療育キャンプ）事業を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、この要綱を定める。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（実施主体）

第2条 在宅重度心身障害児（者）療育援護（療育キャンプ）事業（以下「事業」という。）の実施主体は、県内の障害者団体で、知事が適当と認めたものとする。

（補助対象事業及び経費）

第3条 補助の対象となる経費は、前条の団体が行う事業に要する経費とし、当該経費に対する補助額は、別に知事が定める額とする。

（申請書の様式）

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は毎会計年度ごとに定めることとし、団体の長に通知するものとする。

（記載事項等）

第5条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項については、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号に規定する知事の定める事項は次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 補助事業に係る歳入歳出予算書抄本

（交付決定通知書の様式）

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（状況報告）

第7条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、当該会計年度の末日とする。

(書類の整備等)

第9条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年度在宅重度心身障害児（者）療育援護（療育キャンプ）事業費補助金
交付申請書

第 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者氏名

年度在宅重度心身障害児（者）療育援護（療育キャンプ）事業費補助金の
交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係
書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 当該補助事業計画書
 - (2) 年度法人予算書及び事業計画書

様式第2号（第6条関係）

年度在宅重度心身障害児（者）療育援護（療育キャンプ）事業費補助金
交付決定通知書

障福推第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった、年度在宅重度心身障害児（者）療育援護（療育キャンプ）事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払い
- 3 条 件

- (1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

様式第3号（第8条関係）

年度在宅重度心身障害児（者）療育援護（療育キャンプ）事業費補助金
事業実績報告書

第 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

事務所所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け障福推第 号で補助金の交付を受けた
年度在宅重度心身障害児（者）療育援護（療育キャンプ）事業が完了したので、
補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下
記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 関係書類
 - (1) 年度在宅重度心身障害児（者）療育援護（療育キャンプ）事業
補助金精算書（別紙1）
 - (2) 年度在宅重度心身障害児（者）療育援護（療育キャンプ）事業
補助金事業実績報告書（別紙2）
 - (3) 年度団体収支決算書